

社会福祉法人ハルモニア

役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ハルモニア（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、評議員及び監事のことをいい、必要に応じて設置する委員会の外部委員もこの範囲とする。

(評議員会及び理事会等の報酬及び実費弁償費)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

項 目	報酬額（日 額）	実費弁償費（日 額）
評議員会出席実費弁償	7, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円

2 理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長にはこれによる報酬及び実費弁償費は支給しない。

項 目	報酬額(日 額)	実費弁償費（日 額）
理事会出席実費弁償	7, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円

3 必要に応じて設置する委員会の外部委員については、前各号に準じて、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 前各号において、交通費の実費が、実費弁償費の額を超える県外評議員及び役員の場合には、その実費を支給することができる。

(評議員及び役員の業務報酬等)

第4条 理事長の報酬等について、役員等報酬等基準により報酬を支払うことができる。また、実費弁償費については職員旅費規程に準じて実費を支払うものとする。

2 業務執行理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、役員等報酬等基準により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設運営のための業務にあたった場合、または理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、役員等報酬等基準により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

きる。

- 4 監事が理事会以外の日において、理事の業務執行、法人の財産状況等の監査の業務にあたった場合、または理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときに、その結果を報告するために評議員会に報告するための業務に当たった場合は、役員等報酬等基準により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える県外評議員及び役員の場合には、その実費を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給方法、時期は次の各号によるものとする。

- (1) 月額報酬については、役員が指定する金融機関に毎月20日に振り込むものとする。当該日が土曜日、日曜日または祝日の場合には、それ以前の金融機関の営業日とする。
- (2) 日額報酬等については、原則、現金により当日支給とする。

理事会または評議員会、研修等へリモートで出席し、業務にあたるなど、当日現金支給が困難である場合は、当該月内に現金支給、若しくは役員等が指定する金融機関に翌月20日までに振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(出張旅費)

第6条 役員(理事・監事)・評議員及び外部委員等が法人の業務のため出張する場合、次の基準に基づき出張旅費を支給する。但し、月額報酬を支給している役員等については、日額報酬は支給しない。

旅 費	宿泊費(日額)	報酬(日額)	その他の経費(食卓料)
実 費	15,000円	7,000円	実 費

- 2 出張中日数に応じて、日当を支給する。但し、日帰り出張については日当を支給しない。また、出張地への出発が正午以降の場合及び正午以前に出張地から帰着した場合は、日当は規定の半額とする。

日当(宿泊を伴う出張の場合)	3,500円
----------------	--------

- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後に役員等が提出する旅費精算書に基づき、精算書の提出後、遅滞なく現金にて支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員等)

第7条 施設の職員を兼務する役員等には、報酬及び実費弁償費は支給しない。

(退職慰労金)

第8条 退職した理事長に対しては、本規程に基づき、理事会が決定し、評議員会で承認された額の範囲内で退職慰労金を支給する。

2 理事長に対する退職慰労金の金額は、次の算式によって得たものとする。

(1) 算式 退職金＝退職時の報酬月額×理事長在任年数

(2) 理事長在任年数は、1カ年を単位とし、端数は月割りとする。ただし、1カ月未満は1カ月に切り上げる。

(3) 理事長が施設長等の役職を兼務し、且つ独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び静岡県社会福祉事業共済会の退職共生制度に加入していた期間がある場合は、その期間の理事長在任年数を3分の2に算定するものとする。

3 理事会は、退任理事長が在任中に特に重大な損害を法人に与えた場合、第2項により算出した金額を減額することができる。

4 退職慰労金の支給時期は、理事会が決定し、評議員会で承認された後、1カ月以内に本人の指定口座に振込むものとする。ただし、経済の景況、法人の業績等により当該理事長又はその遺族と協議のうえ、支給の時期、支払回数、方法について別に定めることがある。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

一部改定 平成29年11月 1日 (理事長及び兼務役員等の報酬等を支払わない旨の変更、理事長退職慰労金の制定)

一部改定 平成30年 6月10日 (理事長の実費弁償費の支給方法を変更、月額報酬を支給している役員への出張報酬の支給を宿泊の場合に限定)

一部改定 平成31年 4月 1日 (第7条2項(3)の条件に県共済・福祉医療機構の退職制度への加入を追加/2019年6月8日議決)

一部改定 2019年12月 1日 (第4条1項の理事長の業務報酬の一文を修正)

一部改定 2022年 4月 1日 (第5条、第6条に報酬等の支給方法を追加)

一部改定 2025年 4月 1日 (2025年5月31日議決/出張時の日当を追加、出張報酬の支給を変更)